

新病院建設工事 進捗状況

1. 工事現場写真 (令和4年10月21日撮影)



- ・構内道路、駐車場、調整池などの外構工事を行っています。
- ・県道伊久美元島田線交差点改良工事を建設課で行っています。

2. 全体工程表

年 度	令和3年度		令和4年度											
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
計 画								▼8/1	新ロータリー使用開始					外構工事完了▼
										▼10/31	新ロータリー・県道交差点開通			
全体工程	解体工事		外構工事											
解体	基礎躯体													
外構	玄関前庇	ロータリー周辺						別館通路庇・調整池広場						
	西側擁壁	新ロータリー・構内道路					駐車場・構内道路			南西調整池・駐車場・駐輪場				
県道工事		県道拡幅・交差点改良 (7カ月)												

- ・10月31日(月)に新ロータリーと県道交差点が開通します。
- ・令和4年度末に外構工事が完了する予定です。

### 3. 完成予想パース図

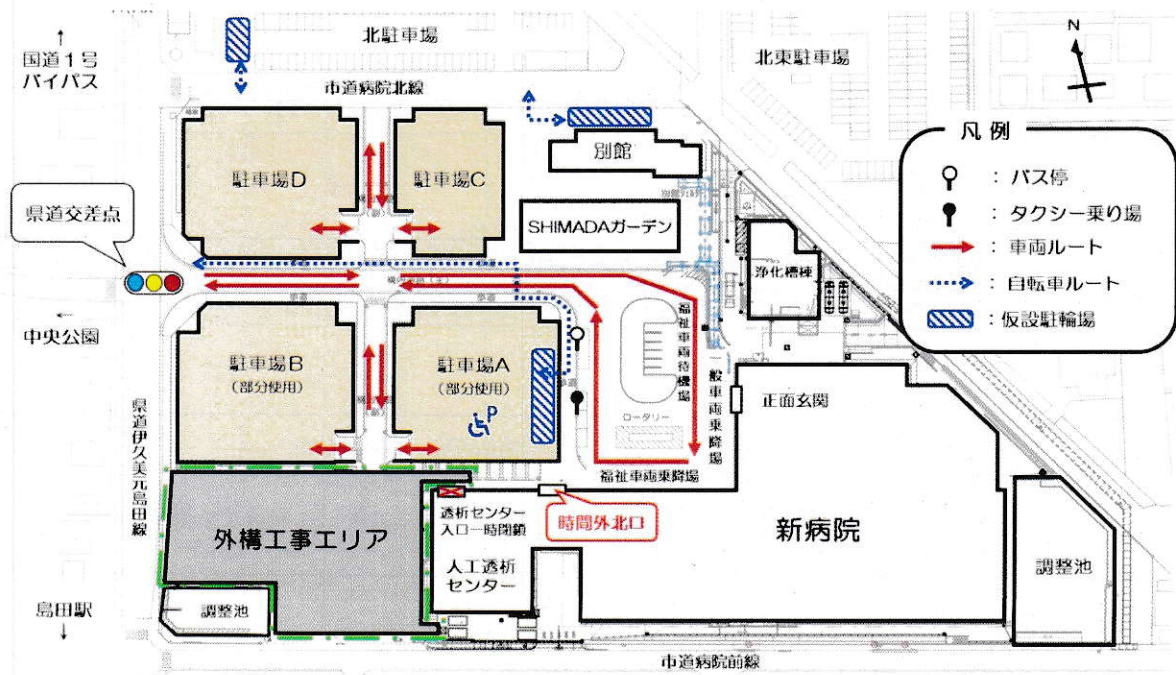
(北西から南東を望む景観)



- ・ 工事完了後は、整備前 925 台だった駐車場が 1,137 台（内、旧病院敷地内 332 台）となります。
- ・ 駐輪場は、旧病院と同等規模の 185 台が駐輪可能。

### 4. その他（工事完了までの施設利用について）

- ・ 10月31日（月）に新ロータリーと県道交差点が開通します。
- ・ 新駐車場（A・B・C・D）の一部（約 250 台）がご利用できます。また、車いす（※許可車両のみ）・子育て支援用の駐車スペースを駐車場 A に設けます。なお、北東駐車場は引き続きご利用できます。
- ・ 自転車・バイクを駐輪される方は、3カ所の仮設駐輪場をご利用ください。
- ・ 透析センターをご利用の方は、時間外北口からお入りください。



※車いす専用駐車場使用許可証の必要な方は、総合受付へお申し出ください。



令和4年10月 日

島田市議会議長

大石 節雄 様

厚生教育常任委員会  
委員長 横山 香理

「加齢性難聴への補聴器購入のためのくのにの助成を求める意見書」についての陳情書

9月定例会において、請願第2号が採択されたところであります。

さて、超高齢社会を迎えている現在のわが国では、加齢性難聴者が年々増加しています。日本補聴器工業会の調べによれば、日本の人口に対する難聴者の比率は11.3%で、世界で3番目に多いと報告されています。一方、補聴器の普及率は、日本の難聴者人口の14.4%となっており、イギリス47.6%、ドイツ36.9%、フランス34.1%、アメリカ30.2%に比べ、非常に低い水準となっています。

その背景としては、補聴器の価格が片耳3万円から20万円と高く、保険適用もなく諸外国と比べ、国の補助体制が極めて不十分であること、難聴治療に対する啓蒙が適切に行われてこなかったことなどが指摘されています。

また、日本では、聴力に障害があり、身体障害者障害程度等級2級から6級に該当する場合は、補聴器が「補装具費支給制度」の対象とされますが、軽度・中等度難聴者については、「補装具費支給制度」の対象となっていないなど、欧米では確立されている公的補助制度が日本ではいまだに確立されておられません。

それに加え、高齢者の多くは年金生活者であり、高額な補聴器を購入することは家計に与える負担が大きく、簡単には所有できません。また、高齢者にとっては、災害などの非常時の対応が遅れ、命に関わります。平成29年7月開催の国際アルツハイマー病会議でランセット国際委員会は、難聴を認知症の危険因子の一つに挙げ、令和2年には「予防可能な40%の12の要因の中で難聴はもっとも大きな危険因子」と指摘しています。

難聴のためにコミュニケーションがうまくいかなくなると、人との会話をつい避けるようになってしまい、抑鬱状態に陥ったり、社会参加や再雇用などの大きな障害となり社会的に孤立してしまうなどの危険もあるとされています。

高齢になっても生活の質を落とさず、心身共に健やかに過ごすことができれば、認知症の予防、健康寿命の延伸、ひいては医療費の抑制にもつながります。

以上の状況を鑑み、国は高齢者が経済的理由によって補装具の購入に困難を強いられ、日常や社会的活動が制約されることがないように、補聴器購入に対して公的助成を行うよう強く求めます。

こうしたことから、国に対する「加齢性難聴への補聴器購入のためのくじの助成を求める意見書」を送付していただきますよう、お願いいたします。

なお、参考に意見書（案）を添付させていただきます。

## 加齢性難聴への補聴器購入のための国の助成を求める意見書（案）

超高齢社会を迎えている現在のわが国では、加齢性難聴者が年々増加している現状にある。日本補聴器工業会の調べによれば、日本の人口に対する難聴者の比率は11.3%で、世界で3番目に多いと報告されている。一方、補聴器の普及率は、日本の難聴者人口の14.4%となっており、イギリス47.6%、ドイツ36.9%、フランス34.1%、アメリカ30.2%に比べ、非常に低い水準となっている。

その背景としては、補聴器の価格が片耳3万円から20万円と高く、保険適用もなく諸外国と比べ、国の補助体制が極めて不十分であること、難聴治療に対しての啓蒙が適切に行われてこなかったことなどが指摘されている。

また、日本では、聴力に障害があり、身体障害者障害程度等級2級から6級に該当する場合は、補聴器が「補装具費支給制度」の対象とされるが、軽度・中等度難聴者については、「補装具費支給制度」の対象となっていないなど、欧米では確立されている公的補助制度が日本ではいまだに確立されていない。

それに加え、高齢者の多くは年金生活者であり、高額な補聴器を購入することは家計に与える負担が大きく、簡単には所有ができない。また、高齢者にとっては、災害などの非常時の対応が遅れ、命に関わってくる。平成29年7月開催の国際アルツハイマー病会議でランセット国際委員会は、難聴を認知症の危険因子の一つに挙げ、令和2年には「予防可能な40%の12の要因の中で難聴はもっとも大きな危険因子」と指摘している。

難聴のためにコミュニケーションがうまくいかなくなると、人との会話をつい避けるようになってしまい、抑鬱状態に陥ったり、社会参加や再雇用などの大きな障害となり社会的に孤立してしまうなどの危険もあるとされている。

高齢になっても生活の質を落とさず、心身共に健やかに過ごすことができれば、認知症の予防、健康寿命の延伸、ひいては医療費の抑制にもつながる。

以上の状況を鑑み、国は高齢者が経済的理由によって補装具の購入に困難を強いられ、日常や社会的活動が制約されることがないように、補聴器購入に対して公的助成を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年11月 日

静岡県島田市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣

内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣

様